**令和7年度　大阪府ＥＳＣＯ提案審査会（第１回）　議事要旨**

１．開会

・事務局より、本審査会について、資料②「会議の公開に関する指針」に基づき非公開で実施すること、及び資料③「大阪府ＥＳＣＯ提案審査会規則」に基づき、過半数の委員の出席により本会議が成立していることを報告。

・大阪府ＥＳＣＯ提案審査会の会長について、委員の互選により委員が選出された。

・令和７年度ＥＳＣＯ提案審査会の開催予定について

（事務局）

・資料⑥に基づいて説明を行った。

２．議事

（１）新・大阪府ＥＳＣＯアクションプランの進捗について

（事務局）

・資料⑦に基づき、新・大阪府ＥＳＣＯアクションプランの進捗状況を説明した。

　　また、今年度の予定公募施設の説明を行った。

（委員）

・複数施設を一括公募し、４つに契約を分けるということだが、シェアードとギャランティードが重複する府立学校はどのように分けるか。

（事務局）

・府立学校はシェアードで28校（公募する全校）分の契約、ギャランティードは４校（大阪市からの移管校）分の契約と考えている。よって、東高等学校など大阪市からの移管校は２つの契約となる。

（２）「（仮称）第３期ＥＳＣＯアクションプラン策定方針」について

・資料⑨・⑩に基づき、次期ＥＳＣＯアクションプランの概要、策定の方針について説明した。

（委員）

　・予定する60施設にＥＳＣＯ２回目の施設は含まれているのか。

（事務局）

　・大部分は初めてＥＳＣＯを実施する施設だが、一部で２回目のＥＳＣＯ実施施設も検討する可能性はある。

（３）その他（ＥＳＣＯ事業者の選定について（諮問））

・事務局より、資料⑪諮問書「ＥＳＣＯ事業者の選定について」を会長に手交。

・ＥＳＣＯ事業者選定部会の部会委員及び部会長について、ＥＳＣＯ提案審査会の委員４名とし、部会長はＥＳＣＯ提案審査会の会長である委員が務めることとなった。

３．閉会

以上